

太田市耕作放棄地対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の耕作放棄地を再生し、農地の確保と有効利用を図るため、太田市耕作放棄地対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象農地)

第2条 補助金の交付の対象となる農地（以下「対象農地」という。）は、次に掲げる農地とする。

- (1) 太田市農業委員会が農地パトロール等において耕作放棄地と確認した農地
- (2) 太田市農業委員会が耕作放棄地を再生する必要があると判断した農地

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に農地を所有する者（以下「所有者」という。）で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 自力で再生作業を実施することが困難な者
- (2) 耕作放棄地の再生作業を他者に依頼して行う者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耕作放棄地の再生活動に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 除草等により営農可能な状態にするための経費
- (2) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10アール当たり2万円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

3 第1項の規定にかかわらず、同一の所有者が実施した同一の対象農地に係る耕作放棄地の解消事業については、補助金を交付しない。

(書類の整備等)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けたものについては、第6条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。